

橿原市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年3月10日(金) 午後2時00分から午後2時34分

2. 開催場所 中央公民館4階 第3会議室

3. 出席委員(13名)

1番 安田宗義(副会長)	2番 吉川作衛
3番 石井三智子	4番 蘆村雅光(副会長)
5番 森田尚子	6番 森川千鶴子
7番 福田茂(副会長)	8番 岡本和久
9番 中川真一	10番 上田逸朗(会長)
11番 坂口洋	12番 竹瀬久晴
13番 堀田雅三	

4. 欠席委員 1名 14番 福田照美

5. 議事日程

第1	議事録署名委員の指名 (11)坂口洋 (12)竹瀬久晴
第2	第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件
第3	第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件
第4	第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件
第5	報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件
第6	報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件

その他

7. 会議の概要

事務局長	<p>総会を開催させていただく前に、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い時間短縮した形で進めさせていただき、農業委員14名全員ご出席とさせていただきますが、福田 照美 委員が欠席のため、農業委員13名で開催させていただきます。</p> <p>それではただ今より、令和5年3月の総会を開催いたします。</p> <p>はじめに、上田会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長（上田会長）	<p>【挨拶】</p>
議長（上田会長）	<p>委員の皆様方には、お忙しいところご苦労さまです。しばらくの間、ご協力をお願い申し上げます。</p> <p>本日の出席委員は13名であり、法定数に達しておりますので、これより令和5年3月の総会を開会いたします。なお、事務局から説明がありましたように、14番 福田 照美 委員 より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。</p>
議長（上田会長）	<p>日程第1 議事録署名委員の指名については、11番 坂口 洋 委員、並びに 12番 竹瀬 久晴 委員 を指名いたします。</p> <p>それでは、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、説明させていただきます。</p> <p>3月総会の議案の案件については、現地調査及び小委員会の審査を実施いたしました。</p> <p>今月も時間短縮での開催であるため、総会の議案書を郵送させていただいております。案件内容を事前にご確認いただいていると思いますので質問、ご意見等あればいただき、採決に入らせていただきます。</p> <p>それでは議長、よろしく願いいたします。</p>
議長（上田会長）	<p>それでは、日程第2 第1号議案 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1番から4番につきましては、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いします。</p> <p>—意見なし—</p>

<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第1号議案 1番から4番の 農地法第3条農地所有権移転許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第1号議案の 1番から4番は許可と決定いたしました。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第3 第2号議案 農地法第5条農地転用許可申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1番は、小委員会にかかっております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第2号議案 1番の 農地法第5条農地転用許可申請に関する件について、許可に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>全員であります。</p> <p>よって、第2号議案の 1番は許可相当として、県知事に意見を進達します。</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>日程第4 第3号議案 農地地目変換承認申請に関する件を議題といたします。</p> <p>1番から3番は、小委員会にかかっておりませんが、地区担当推進委員の井上 委員より適当である旨のご報告をいただいております。</p> <p>案件内容について、質問・ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>—意見なし—</p>
<p>議 長（上田会長）</p>	<p>ご意見も無いようですので、採決いたします。</p> <p>第3号議案 1番から3番の 農地地目変換承認申請に関する件に</p>

	<p>ついて、承認に賛成の方は挙手願います。</p> <p>—全員挙手—</p>
議 長（上田会長）	<p>全員であります。</p> <p>よって、第3号議案の1番から3番は 承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>日程第5 報告1 農地法第5条農地転用届出に関する件、 日程第6 報告2 農地法第18条第6項の通知に関する件、 については報告でございます。</p> <p>各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農用地利用集積計画に関する件に関して何かござ いましたら、 質問・ご意見をいただきたいと思いますが如何でしょうか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長（上田会長）	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関 する件について、何かございましたら 質問・ご意見をいただきたい と思いますが如何でしょうか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長（上田会長）	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関 する件について、何かございましたら 質問・ご意見をいただきたい と思いますが如何でしょうか。</p> <p>—意見なし—</p>
議 長（上田会長）	<p>意見なしとの事ですので、承認 致す事にします。</p>
議 長（上田会長）	<p>その他の案件の 農地貸借に係る解約通知に関する件につきましては は、報告でございます。</p>

	各自ご高覧 賜りますようお願い申し上げます。
議 長（上田会長）	その他の案件の 農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>令和元年10月に県内の農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるなど不祥事が続けて発生しました。</p> <p>これに伴い令和元年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛清の徹底を図っていくことが確認されました。</p> <p>これを受け、全国農業会議所より「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施及び今後の対応について」が発出されました。全国の農業委員会で決議の実施を、年1回以上されるよう通知がありましたので、 檀原市農業委員会においても「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を実施したいと思います。</p>
議 長（上田会長）	それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議について、事務局より読み上げます。よろしくをお願いします。
事務局	<p>お手元の資料の農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議をご覧ください。</p> <p>【農業委員会の法令遵守の申し合わせの決議を読み上げる】</p>
議 長（上田会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>今後も総会にて農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、年1回実施していきたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長（上田会長）	その他の案件の 農地法第3条の下限面積要件の廃止について4月以降の対応ですが、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>お手元の資料の農地法第3条の下限面積要件の廃止について4月以降の対応をご覧ください。</p> <p>農地法第3条の下限面積要件の廃止について先般、1月にいかるがホールでの研修会でもありましたが、令和4年5月に閣議決定され今年の4月から始まります。</p> <p>今まで書面に営農計画であるとか要件を満たした内容を記載して</p>

いただく申請を出して頂きますが、北海道で2ha、本州で50aの要件がありましたが、平成21年以降は農業委員会独自で10a以上の面積を持って農地を取得することがルールになっていました。

今後、農地を取得することに制限をかけることで、耕作に結びつかないとのことから一定の面積以上の耕作地がなくても農地を取得できるとことになります。ただ、申請においてどういうルールで受け付けて審査をしていくのかということ为先日の小委員会で議論いただきました。

申請の受付時に対する注意点として、全部耕作要件は既に農地を所有している方へ耕作の状況をできる限り聞き取る。必要に応じて確認もしていく。これまで売買にかかわっては、2年2耕作ということで2年又は2耕作はしてくださいとお願いしていますが、守っている方、また守っていない方がいるため、農業委員会で1年後、2年後に確認に行った方がいいのではないかとことから2年2耕作の誓約は申請者に求めていかないことで確認させていただきました。

次に地域調和要件としまして議論させていただきました。他市等から耕作に来られる方は、どのような方が引き続いて耕作されるのかまた、その地域のルールに従って農業をされるのか地域の方に知っていただく必要があるのではないかとすることで、隣接農地の同意と自治会、水利組合の同意を得るとすることにさせていただきます。

次に、審査における留意点としまして、全部耕作要件として、いろんな方が農地を取得しようとされます。審査で聞き取りをしますが漠然と農地をただ取得したいだけで、耕作の意思がよめない。機械の所有も本当のことを申告されているのかわからないということもある。代理人の申請であれば本人の意思を確認するというので、審査の注意点とさせていただきます。

以後の対応として意見がでたのは、申請地を含めて所有農地の追跡調査を委員の方々に実施していただくのはどうかということで、毎年農地パトロールを年一回行う際に確認をする。例えば今年3月の申請であれば来年3月に耕作されているか農地の追跡調査を行い確認し、農地の保全、適正な管理、荒廃させないようにしていただくのが目的であるので3条申請にあうような形で運用を進めていきたい。檀原市では小委員会制度で現地も確認して申請者も呼出し、総会に諮るというルールで4月以降対応していきたいと思っています。以上です。

議 長（上田会長）	農地法第3条の下限面積要件の廃止について4月以降の対応について、何か質問等ございませんか。
吉川委員	相続や賃貸借についてはどうしていくのか。
議 長（上田会長）	相続についてはもとめない。もとめられないと考える。賃貸借に関してももとめない。
安田副会長	不動産業者が農地を買うことも考えられる。推進委員さんもおられるので、1年毎ではなく、1ヶ月の活動報告に併せて実施していくも一つの確認方法であるのではないか。
議 長（上田会長）	2年2耕作の誓約書がありましたが、2年後には転用されるケースがある。今後も下限面積に関わらず出てくると思います。課題は残りますが、下限面積の撤廃となりましたので、法律に則って農業委員会は考えていかないといけない。また、奈良県内の市町村の方針も随時注視して考えていかないといけない。みなさんも真剣に取り組んでいただきたいと思います。このことは推進委員さんにも報告させていただきます。
森川委員	下限面積が撤廃されるということですが売買で所有した場合、台帳には農業者ということで記載されるのですか。
議 長（上田会長）	台帳に載るということはそういうことですね。
事務局	県では1年1耕作は農業をしてくださいというのがありますので、1年あるいは1耕作して農家証明できると考えていただいているのではないのでしょうか。
議 長（上田会長）	他ありませんか。
議 長（上田会長）	無いようですので、農地法第3条の下限面積要件の廃止について、4月以降から説明ありましたとおり対応していきます。また、許可後の対応においては追跡調査を実施し、1年後許可となった農地が申請どおり耕作されているか追跡調査を行い、農地パトロール時においても調査していきたいと思います。皆様のご協力よろしく申し上げます。 以上で、本総会に提出された案件はすべて議了いたしました。

委員各位には、慎重審議ありがとうございました。
これをもって 3月の農業委員会 総会を閉会いたします。

閉 会 午後2時34分

農業委員会等に関する法律第27条及び檜原市農業委員会
総会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名す
る。

檜原市農業委員会

会 長 上 田 逸 朗

委 員 坂 口 洋

委 員 竹 瀬 久 晴